

・誰もが使いやすいまちづくり

ここでは、

建築物等施設や、施設間の移動空間の整備を、誘導する手段を定めます

1．一般都市施設の整備

(1) 一般都市施設の整備基準への適合努力義務

- ・ここでは不特定かつ多数の者が利用する「一般都市施設」の、整備基準への適合努力義務を定めます。
- ・一般都市施設とは、以下の施設です。 「用語の定義」にあげています。

【一般都市施設】

医療等施設 公益施設 福祉施設 学校等施設 自動車関連施設 公衆便所 集会施設
物品販売業を営む店舗 飲食店 サービス店舗 宿泊施設 興行施設 文化施設 展示施設等
運動施設 遊興施設 公衆浴場 事務所 工業施設 地下街 複合施設 共同住宅
道路 公園・緑地、庭園、動物園・植物園・遊園地 公共交通施設 路外駐車場

1. 一般都市施設の整備

(1) 一般都市施設の整備基準への適合努力義務

【条文にした場合の例】

- 一般都市施設を所有し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者（以下「施設所有者等」という。）は、当該一般都市施設を整備基準に適合した整備に努めなければならない。

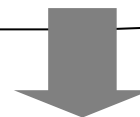
- 整備基準は、次に掲げる事項について、一般都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベータの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、円滑な利用に必要な基幹的事項

(2) 整備基準適合証の交付

【委員会からの意見】

- ・後述で整備に届出を義務付けている特定施設については、届出手続きを経ずに整備を完了した場合、整備基準を満たしていても適合証の交付を受けられないようにすべきだ。



【委員会意見を受けた、条例案の考え方】

- ・日野市の条例を、「東京都福祉のまちづくり条例」を上回る条例とし、東京都の手続きを適用除外とする場合、適合証の種類及び交付者は以下のようになります。
- ・現行の手続きとの整合を検討し、今後東京都との調整を図ります。

《適合証の種類及び交付者》

建てられた時期	種別	適合証の種類		交付者	
		東京都	日野市	東京都	日野市
平成8年9月15日以前	下記以外の一般都市施設	○		○	
	特定施設	○		○	
上記以降日野市条例施行まで	下記以外の一般都市施設	○		○	
	特定施設	○			○
日野市条例施行後	下記以外の一般都市施設		○		○
	特定施設		○		○

(2) 整備基準適合証の交付

- ・整備の達成を認定することによって整備を誘導するため、表彰の意味で適合証を交付するものです。
- ・整備基準に適合させた「一般都市施設」の所有者等が、市長に交付を請求し、市長が『整備基準に適合している』と認めた場合に、交付されるものとします。

【条文にした場合の例】

- 施設所有者等は、一般都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。
- 市長は、前項の請求があった場合において、当該一般都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

- ・ちなみに東京都は、東京都福祉のまちづくり条例に則り、以下のような整備適合証を交付しています。

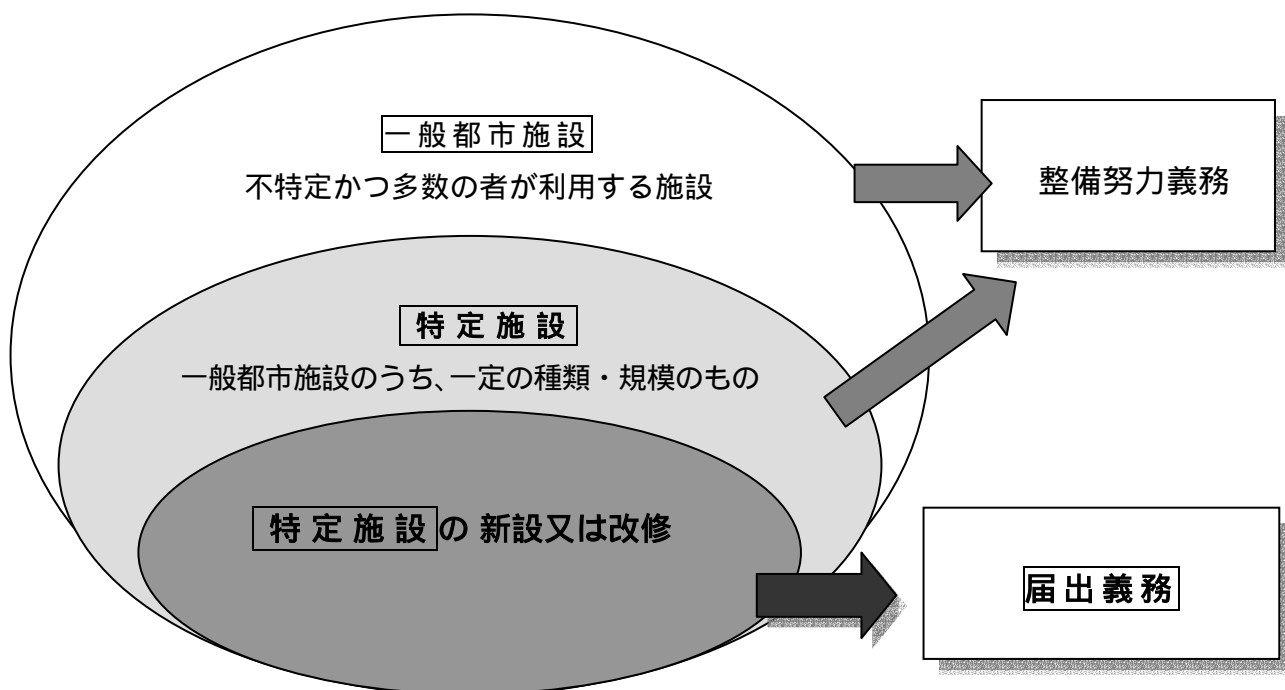


← 参考：東京都の適合証

2. 特定施設の整備 **- 新設又は改修 -**

(1) 特定施設の定義と整備に係る義務の概要

- ・「一般都市施設」のうち、一定の種類及び規模以上のものを「特定施設」と定めます。
- ・特定施設の「新設又は改修」の際には、設計段階で届出を出し、基準の適合状況の確認を受けるよう義務付けます。
- ・なお、特定施設となる対象施設の範囲、適合を求める整備基準や、届出の時期、届出の際に提出しなければならない書類など、届出手続きの詳細については、条例の中にはなく、規則に定めます。



《一般都市施設と特定施設の整備に係る対象行為と義務の強さの違い》

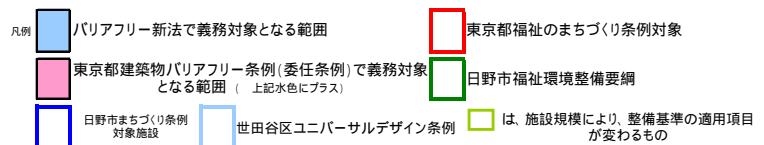
- 一般都市施設：新設、改修、所有、管理 **すべてが努力義務**
- 特定施設：新設、改修のみ、届出義務
所有・管理しているものについては、一般都市施設としての努力義務

表 既存制度の対象施設の範囲（平成 19 年 10 月現在）

バリアフリー新法に定める特別特定建築物 (東京都建築物バリアフリー条例)		東京都福祉のまちづくり条例	延べ床面積 (以上～未満)																									
			0㎡以上～	100㎡以上～	200㎡以上～	300㎡以上～	400㎡以上～	500㎡以上～	600㎡以上～	700㎡以上～	800㎡以上～	900㎡以上～	1000㎡以上～	1100㎡以上～	1200㎡以上～	1300㎡以上～	1400㎡以上～	1500㎡以上～	1600㎡以上～	1700㎡以上～	1800㎡以上～	1900㎡以上～	2000㎡以上～	3000㎡以上～	5000㎡以上			
1	うち、盲学校、聾学校又は養護学校	学校(学校教育法に規定)、学校に類する施設																										
	学校																											
2	病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	病院、診療所(入院設備あり)																										
	診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)	診療所(入院設備なし)、薬局																										
3	劇場、観覧場、映画館または演芸場	劇場、観覧場、映画館、及び演芸場 その他これらに類する施設																										
4	集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)又は公会堂	公会堂、床面積が200㎡を超える集会室を有する冠婚葬祭施設・集会場																										
	集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。)	公民館その他これらに類する施設																										
5	展示場	展示場その他これらに類する施設																										
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	コンビニ、薬屋等、スーパー、百貨店等																										
7	ホテル又は旅館	ホテル及び旅館その他これらに類する施設																										
8	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	官公庁施設																										
9	共同住宅	共同住宅*																										
10	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (都条例は保育所含む)	老人福祉施設及び有料老人ホーム等																										
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人保健施設、児童福祉施設等																										
12	体育館、水泳場、ボウリング場(即ちその他これらに類する運動施設)又は遊技場	体育館、ボウリング場、スキー・スケート場等、その他これらに類する施設																										
13	博物館、美術館又は図書館	博物館、図書館、その他これらに類する施設																										
14	公衆浴場	公衆浴場等																										
15	飲食店	飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等) 料理店は、個別判断																										
	料理店																											
16	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局																										
		銀行、理美容所、クリーニング取次店等																										
17	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	公共交通施設																										
18	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	自動車車庫、一般公共駐車場																										
		自動車修理工場、自動車洗車場、ガソリンスタンド																										
		自動車教習所																										
19	公衆便所	公衆便所																										
20		遊興施設(ゲームセンター・パチンコ、カラオケ)																										
		遊興施設(上記以外)																										
21		事務所(3000㎡以上)																										
		一般ガス事業・電気事業等の営業所及び事務所																										
22		工業施設(3000㎡以上)																										
23		地下街など																										
24	公共用歩廊																											
25	宗教施設	都の条例では、宗教施設そのものは対象外。																										
26	複合施設(*下記注の面積の合計で判断)	複合施設(1～8、10～23の用途が2以上ある建築物)																										

注) は、バリアフリー新法では、主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。 は、バリアフリー新法では、一般公共の用に供されるものに限る。 *福祉環境整備要綱では、「分譲住宅」は対象外

*当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計で判断



(2) 本条例に定める特定施設の範囲と適合を求める基準

【対象施設の範囲・整備基準についての委員会からの意見】

- ・前ページの表にみるように、「日野市福祉環境整備要綱」では、東京都福祉のまちづくり条例よりも対象が広く、ほとんどの施設で 0 m²以上を対象としている。せっくなので、範囲を狭めて後退させたくはない。
- ・対象を要綱より狭める場合でも、
 - 日野市まちづくり条例との連携運用によって、共同住宅など、東京都以上に届出を出されている施設もある。せめて、このまちづくり条例の範囲は含めたい。
 - 日野市特色を踏まえ、現在の要綱でも対象となっていない「100 m²程度のコンビニエンスストアなどの小規模店舗」を対象に加え、それらについては、整備基準の項目を少なくする対応をとってはどうか

一方で、

- ・実際は半数近くで届出が出されていない。実際に十分機能していないなら、まずは実効性担保を優先すべき。思い切って対象を狭めることも有用ではないか？
- ・担当部署に担当者が1名しかおらず、専門性にも不安がある。体制の強化が先。

【委員会意見を受けた、対象施設の範囲・整備基準の考え方】

対象施設の範囲・整備基準は、東京都と同等とします。

日野市の特色に合わせた独自の対象施設の範囲・整備基準の設定は、東京都福祉のまちづくり条例の改正後に行います。

なお、条例制定～改正までの過渡期に建築される施設についても、暫定措置として、入り口の段差解消などの最低限の基準への適合を求めるべきという意見もあります。これは、課題として残っています。

- ・本来ならば、対象施設は、東京都の範囲を基本としつつ、日野市まちづくり条例や小規模施設での整備ニーズを踏まえて、一部拡大することが考えられます。
- ・しかし、東京都は現在、東京都福祉のまちづくり条例を平成 21 年 4 月施行に向けて見直し中です。この見直しでは、東京都の対象施設の範囲が大きく変わる可能性も視野に入れながら検討が進められています。
- ・一方、日野市が、対象・整備基準をどこまで拡大するかを決めるには、事業者との調整など時間を要します。この検討に時間を要して条例制定が遅れると、日野市の条例の施行前（制定から施行まで半年ほど要します）に、東京都の改定条例が施行されてしまう可能性があります。
- ・そのため、日野市では、東京都と同等の施設範囲・基準を規則に定めて条例を施行し、運用してみて、手続き面の実効性を強化するものとします。その後、早い段階で、東京都の改正を踏まえて、規則に定める「対象施設・基準」を見直すものとします。

東京都と同等とした場合の対象範囲（赤枠より右側）

マスが水色又はピンクで着色してある範囲は、本条例とは別に建築確認で整備が確認されます。

↑ 東京都の委任条例「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成 15 年東京都条例第 155 号。平成 18 年 12 月 20 日改正、施行）による確認です。

バリアフリー新法に定める特別特定建築物 (東京都建築物バリアフリー条例)		東京都福祉のまちづくり条例	延べ床面積 (以上～未満)																							
			0㎡以上～	100㎡以上	200㎡以上	300㎡以上	400㎡以上	500㎡以上	600㎡以上	700㎡以上	800㎡以上	900㎡以上	1000㎡以上	1100㎡以上	1200㎡以上	1300㎡以上	1400㎡以上	1500㎡以上	1600㎡以上	1700㎡以上	1800㎡以上	1900㎡以上	2000㎡以上	3000㎡以上	5000㎡以上	
1	うち、盲学校、聾学校又は養護学校	学校(学校教育法に規定)、学校に類する施設																								
	学校																									
2	病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限り)	病院、診療所(入院設備あり)																								
	診療所(患者の収容施設を有しないものに限り。)																									
3	劇場、観覧場、映画館または演芸場	劇場、観覧場、映画館、及び演芸場 その他これらに類する施設																								
4	集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限り。)又は公会堂	公会堂、床面積が200㎡を超える集会室を有する冠婚葬祭施設・集会場																								
	集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限り。)																									
5	展示場	展示場その他これらに類する施設																								
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	コンビニ、薬屋等、スーパー、百貨店等																								
7	ホテル又は旅館	ホテル及び旅館その他これらに類する施設																								
8	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	官公庁施設																								
9	共同住宅	共同住宅*																								
10	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (都条例は保育所含む)	老人福祉施設及び有料老人ホーム等																								
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人保健施設、児童福祉施設等																								
12	体育館、水泳場、ボウリング場(都)その他これらに類する運動施設)又は遊技場	体育館、ボウリング場、スキー・スケート場等、その他これらに類する施設																								
13	博物館、美術館又は図書館	博物館、図書館、その他これらに類する施設																								
14	公衆浴場	公衆浴場等																								
15	飲食店	飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等) 料理店は、個別判断																								
	料理店																									
16	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局																								
		銀行、理美容所、クリーニング取次店等																								
17	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	公共交通施設																								
18	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限り。)	自動車車庫、一般公共駐車場																								
		自動車修理工場、自動車洗車場、ガソリンスタンド																								
		自動車教習所																								
19	公衆便所	公衆便所																								
20		遊興施設(ゲームセンター・パチンコ、カラオケ)																								
		遊興施設(上記以外)																								
21		事務所(3000㎡以上)																								
		一般ガス事業・電気事業等の営業所及び事務所																								
22		工業施設(3000㎡以上)																								
23		地下街など																								
24	公共用歩廊																									
26	複合施設(*下記注の面積の合計で判断)	複合施設(1～8、10～23の用途が2以上ある建築物)																								

注) は、バリアフリー新法では、主として高齢者、障害者等が利用するものに限り、

は、バリアフリー新法では、一般公共の用に供されるものに限り、

*福祉環境整備要綱では、「分譲住宅」は対象外

*当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計で判断

凡例



バリアフリー新法で義務対象となる範囲



日野市ユニバーサルデザイン推進条例で届出義務となる範囲



東京都建築物バリアフリー条例(委任条例)で義務対象となる範囲(上記水色に上乗せ)

東京都の自主条例と同じ範囲

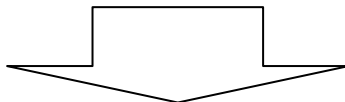
(3) 特定施設の整備を誘導するための手続き - 概要 -

- ・『日野市福祉環境整備要綱』の運用状況等を調査したところ、以下のような課題が明らかになりました。

既存の『日野市福祉環境整備要綱』の運用の課題と新たな制度づくりの必要性

課題	基準への適合をチェックするための「届出」の提出が担保されない
・ 半数近くが届けられていない ・ 要綱単独での届出は、ほとんどない ・ 届出なくても、強制力なし ・ 関連する手続きが各種あり、複雑	

課題	：基準に沿った「整備」が十分担保されない
・ 審査担当課の担当者が不足。技術職員はおらず、きめ細かい審査は困難 ・ 整備後に、届出通りに整備されたか確認していない	



課題を踏まえた新たな「制度」づくりの必要性
・ 届出担保策、整備担保策を明確に位置付けた、実効性のある制度づくり ・ 要綱よりも強制力を持った制度づくり
課題を踏まえた新たな「体制」づくりの必要性
・ 上記制度を、円滑かつ効果的に運用するための体制づくり

日野市福祉環境整備要綱の課題（赤字部分が課題の指摘）

対象 目的	開発（建築行為）の指導		建築物バリアフリー（ユニバーサルデザイン）の指導	
制度名称	日野市まちづくり条例	日野市福祉環境整備要綱	東京都福祉のまちづくり条例	建築物バリアフリー条例
施行 担当課	（平成18年） まちづくり課	（昭和63年） 生活福祉課	（平成7年） 生活福祉課	（平成15年、平成18年改正） 建築指導課
制 度	日野市の自主条例	日野市の要綱	東京都の自主条例	東京都の要綱
担当課 担当人数 技術職員	まちづくり課 4人 1人	生活福祉課 1人 0人	担当は一人だけ 技術職はいない	建築指導課 4人 4人
届出の 担保手法	届出がない場合、 工事停止等を勧告、勧告に 従わなければ事業者名を公表	なし	届出がない場合、届出を勧告、 勧告に従わなければ公表	建築確認済証の交付を受けた後で なければ、工事できない。 違反すると、工事停止・撤却等
30日前	大規模開発事業の手続き 事前相談 開発基本計画の届出・概覧、広告標の設置 説明会の開催 十分な話し合い協議 事前協議申請書の提出・概覧、広告標の設置 意見書の提出 見解書の提出・概覧 調整会の開催要綱 調整会報告書の提出・概覧 開発事業の調整の届出・概覧 指導基準への適合審査 指導基準適合通知書の交付 開発事業に関する協定締結 届出なし →工事停止・中止勧告 勧告に従わない→公表 完了届 検査・完了検査適合通知書の交付			
建築物の使用開始	事前相談 まちづくり条例から図られる届出がほとんど 届出 指導、勧告 単独届出は、ほとんどなし 事前相談 届出 指導、勧告 届出がなくとも、整備不十分でも、 勧告や公表もなし 整備後のチェックもなし			
	事前相談 届出 指導、勧告 届出なし → 勧告 整備不十分 → 勧告 勧告に従わない→公表 指導基準適合証交付申請 整備基準適合証交付			
	確認申請受付 建築確認（法令審査） 確認審査済証の交付 着工 確認なし →工事停止 撤却等 完了届 完了検査 検査・検査済証交付			

・課題を踏まえ、以下のような対応を条例や今後の体制づくりに反映するものとししました。

- 要綱で課題とされた「届出の提出の担保」ためには
 - 届出、届出を出さない場合の勧告、勧告に従わない場合の公表を位置づけます。
- 「整備を確実に」「本当に使いやすい施設に」するために、
 - 届出に先立つ事前相談で、設計変更のための時間を確保します
 - 完了届の提出も義務付け、一定の施設については完了検査を行います
 - 一部の施設については、建築物の使用開始の後に、市民も参画して使いやすさチェックを行うしくみを設けます（しくみの内容は今後検討）
- 中間検査の要請については
 - 今回は、必要に応じて立ち入り調査権を付与しています。これを中間検査に代えるものとしします。



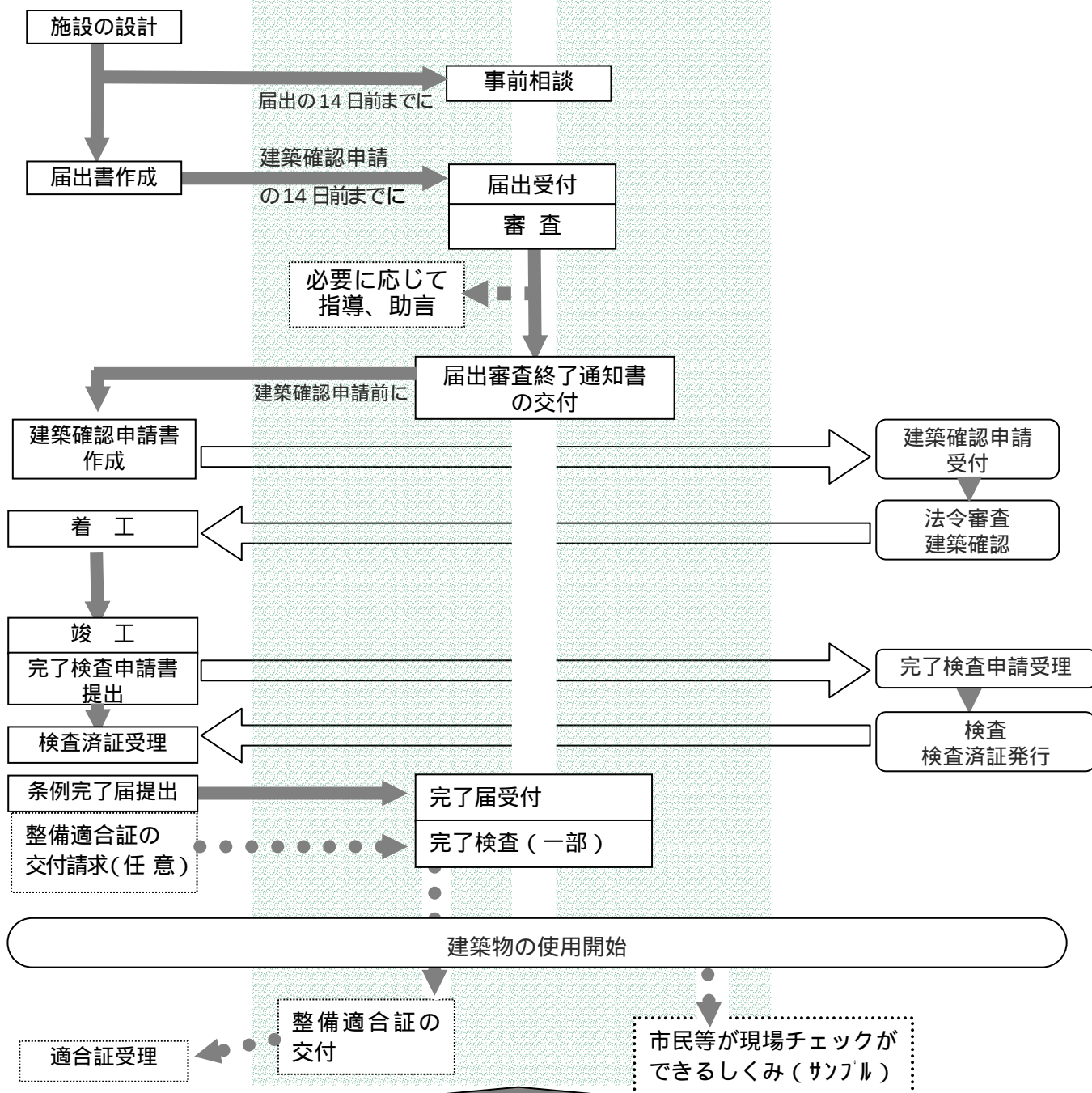
東京都も、本年度から、東京都福祉のまちづくり条例の研修を開始

手続きに関しては、具体的に以下を条例に位置づけます。(太字部分が新設手続き)

< 特定整備主 >

< 日野市の条例担当 >

< 建築確認担当 >



■ 職員による
立ち入り調査権を可能に

「完了検査」のほか、
以下、必要な限度において

- ・ 届出にかかわる指導及び助言
- ・ 勧告
- ・ 公表
- ・ その他必要な場合

■ 勧告

(以下の場合)

- ・ 届出を行わずに工事に着手
- ・ 特定施設の新設・整備に伴う整備が、整備基準に照らして著しく不十分

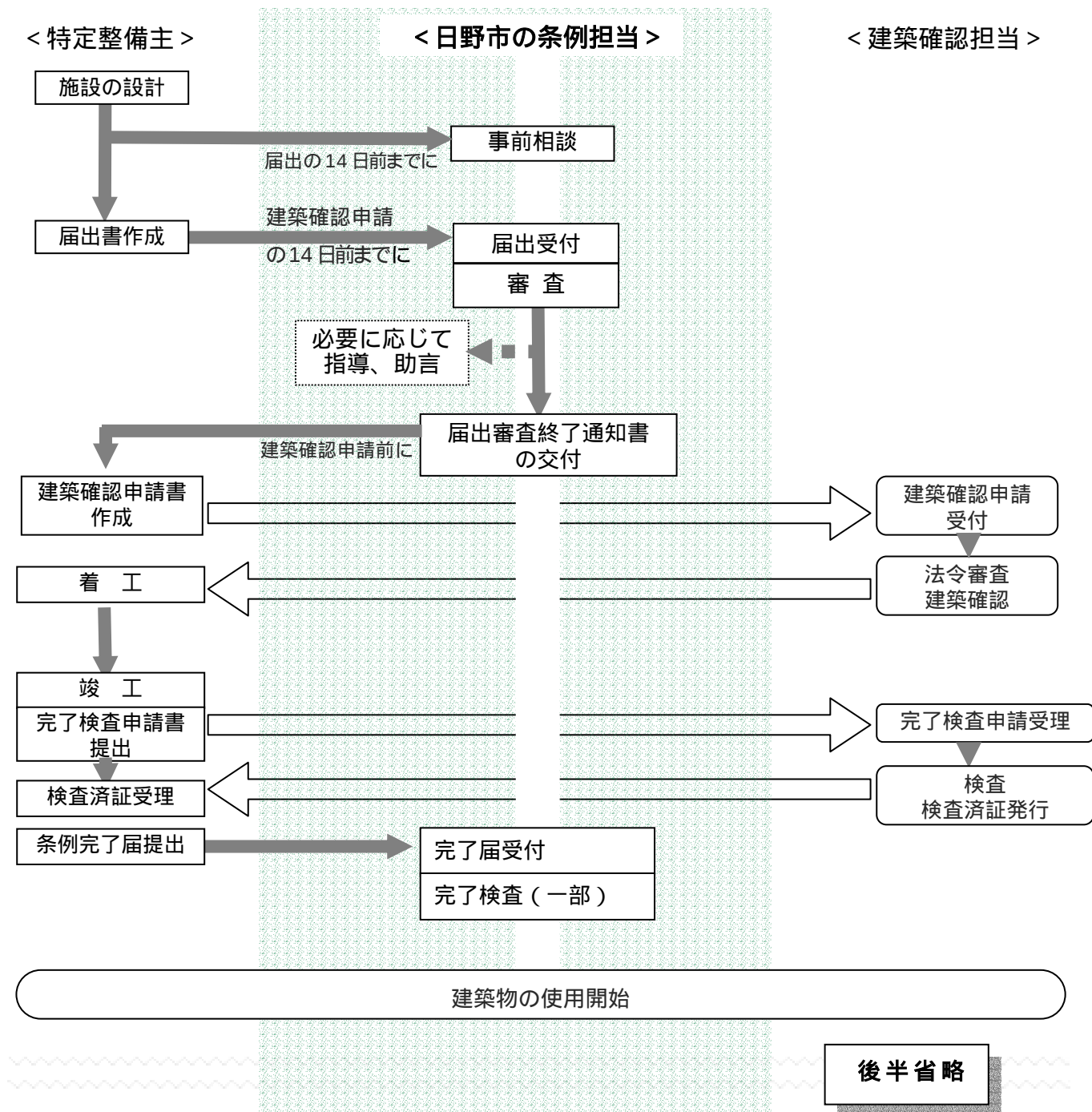
■ 公表

従わない

(3) 特定施設の整備を誘導するための手続き - 前半 -

- ・手続きの前半を、条文例と対照して示すと、以下の通りです。

特定施設の新設又は改修に関わる手続き《提案の前半》



(3) 特定施設の整備を誘導するための手続き

特定施設の届出・事前相談

【条文にした場合の例】

- 一般都市施設で規則で定める種類及び規模のもの(以下「特定施設」という。)の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定施設にする場合に限る。)をいう。以下同じ。)をしようとする者(以下「特定整備主」という。)は、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に届出なければならない。
- 特定整備主は、前項の規定による届出をするときは、届出の 14 日前までに、規則で定めるところにより、市長に事前相談しなければならない。
- 前 2 項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に届け出なければならない。

特定施設への指導及び助言

【条文にした場合の例】

- 市長は、届出があったときは、整備基準に基づき審査し、その特定施設(工事中のものを含む。以下同じ。)について整備基準に適合させるための整備の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定施設の設計及び施工に係る事項について、当該届出をした特定整備主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

特定施設への届出審査終了通知書の交付

【条文にした場合の例】

- 市長は、届出の審査が終了したときは、特定整備主に対して、届出審査終了通知書を交付するものとする。

特定施設の工事完了届、調査等

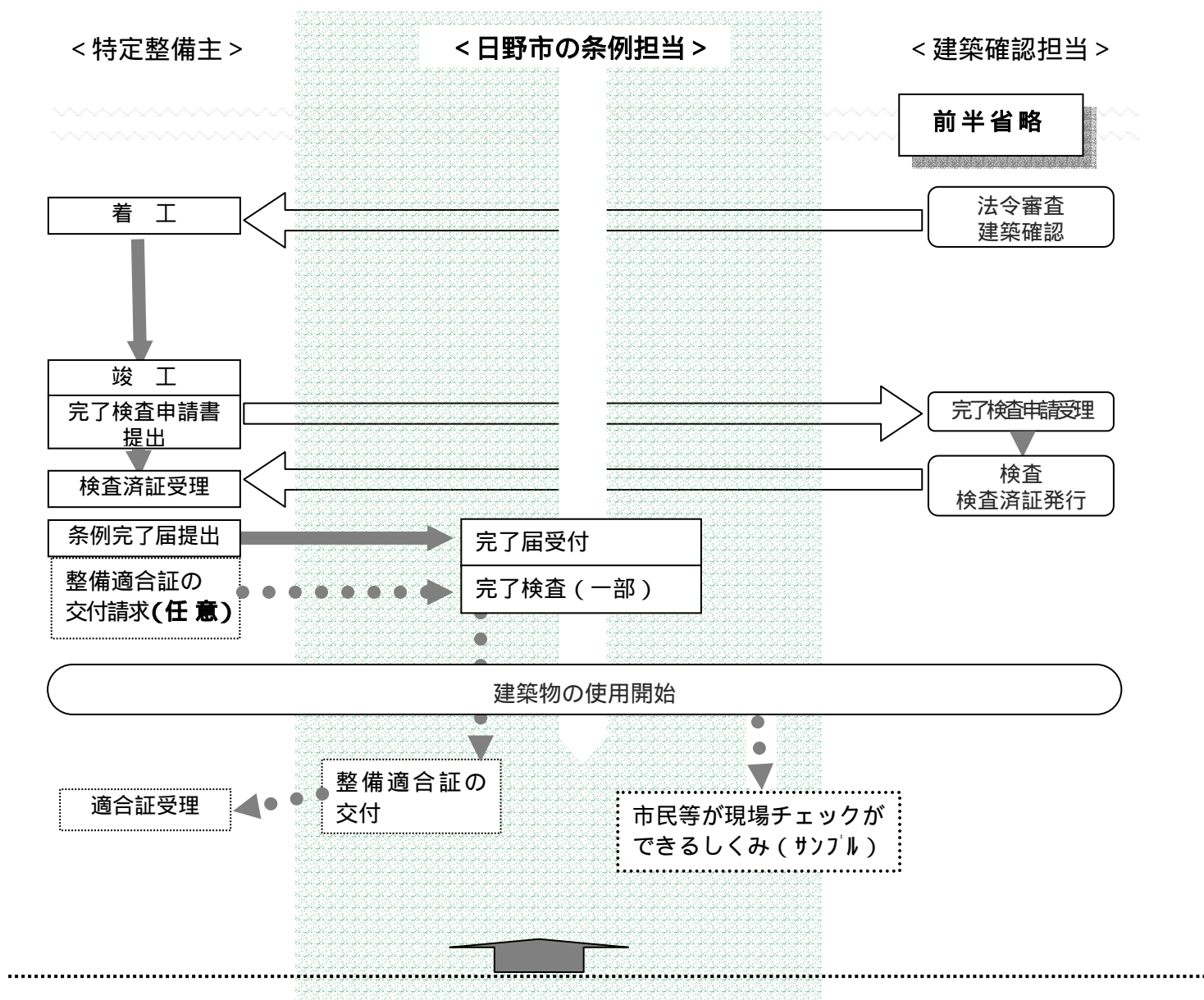
【条文にした場合の例】

- 届出をした者は、特定施設の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 前項の規定による届出があったときは、市長は、職員に、当該届出をした者の同意を得て、特定施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。
- 上記規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(3) 特定施設の整備を誘導するための手続き - 後半 -

- ・手続きの後半を、条文例と対照して示すと、以下の通りです。

特定施設の新設又は改修に関わる手続き《提案の後半》



■ 職員による
立ち入り調査権を可能に

- 「完了検査」のほか、
以下、必要な限度において
- ・届出にかかわる指導及び助言
 - ・勧告
 - ・公表
 - ・その他必要な場合

■ 勧告

- (以下の場合)
- ・届出を行わずに工事に着手
 - ・特定施設の新設・整備に伴う整備が、整備基準に照らして著しく不十分

→ ■ 公表
従わない

(3) 特定施設の整備を誘導するための手続き - 後半 -

特定施設に関する調査

【条文にした場合の例】

- 市長は、「前条による調査」のほか、「指導及び助言（または要請）」、「既存特定施設の状況の把握」、「勧告」、「公表」の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。
- 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

特定施設の勧告・公表

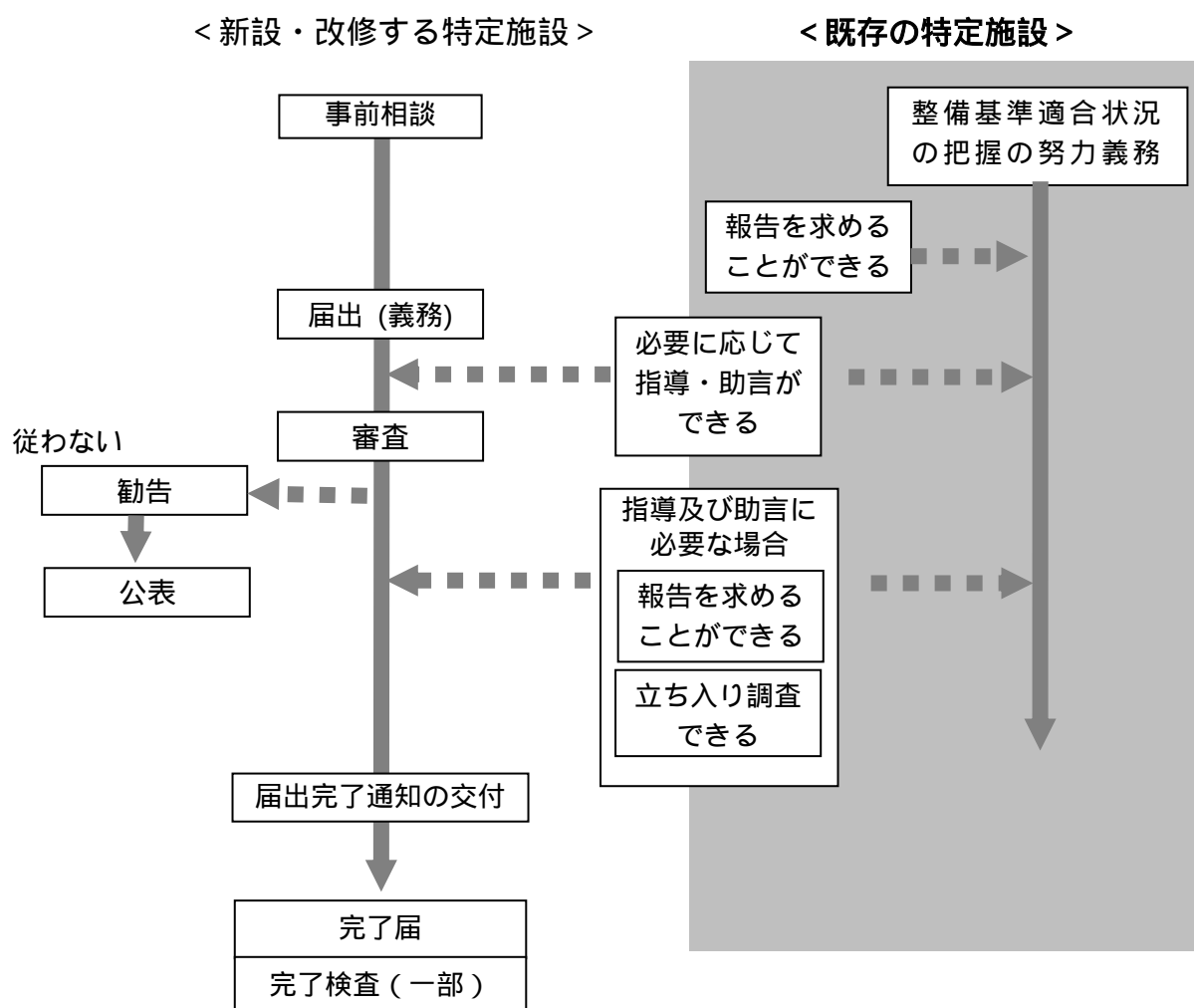
【条文にした場合の例】

- 市長は、前条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。
 - 市長は、特定整備主等の特定施設の新設又は改修に伴って行う整備が、正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、整備基準を勘案して必要な整備を行うようを勧告することができる。
-
- 市長は、上記の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 市長は、前項の公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

3. 特定施設の整備 **- 既存特定施設の状況把握等 -**

- ・届出を求めているのは特定施設の『新設または改修』の場合のみで、特定施設でも既存の施設は対象になりません。そのため、ここでは、既存の特定施設についても「整備基準に適合させるための整備の状況の把握」に努めるよう、努力義務を定めます。
- ・また、市長は、当該既存特定施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができるものとします。
- ・さらに、新設及び改修の場合と同様、必要に応じて「指導及び助言」「指導及び助言に際して必要な、報告の徴収及び立ち入り調査」もできることとします。

特定施設にかかわる手続き等 まとめ



3 . 特定施設の整備 - 既存特定施設の状況把握等—

【条文にした場合の例】

■この条例の規定の施行の際、現に存する特定施設（以下「既存特定施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定施設所有者等」という。）は、当該既存特定施設を整備基準に適合させるための整備の状況の把握に努めなければならない。

■市長は、特定施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、当該既存特定施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

■既存特定施設所有者等は、前項の規定による報告を求められたときは、把握した整備の状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

■市長は、既存特定施設所有者等に対し、既存特定施設について整備基準に適合させるための整備の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定施設の整備基準への適合状況を勘案し、必要な整備を行うよう指導及び助言をすることができる。

■市長は、特定整備主又は特定施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、指導及び助言（新設・改修の場合も含む）の施行に必要な限度において、当該特定施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

立ち入り調査については、 で既に定めている

4 . 市施設の先導的・モデル的整備

- ・ 民間に対して整備を求める以上、市が先導的に整備を進めることを努力義務とします。
- ・ また、自ら新設・改修する施設については、整備基準に適合する以上のモデル的整備を率先して行うことを、努力義務とします。

4 . 市施設の先導的・モデル的整備

【条文にした場合の例】

- 市は、自ら新設・改修する一般都市施設を、整備基準に適合するのみならず、より使いやすい施設となるよう市民意見を取り入れながら、率先して他の模範となるような整備に努めるものとする。

5．施設をつなぐ連続した整備の推進

(1) 推進地区

【委員から出された意見】

- ・施設それぞれの整備をバラバラに進めるのではなく、相互のつながり部分にも配慮して、連続したユニバーサルデザイン化を集中的に進める地区を指定し、整備の連携を図りつつ、集中的に整備を図るといったしくみも必要だ。
- ・バリアフリー基本構想を作成した重点整備地区などを推進地区に指定して、市民主体で、はみ出し陳列、看板の除去や放置自転車の抑制などのソフト部分の対応も含めた、対策の集中実施を図ってはどうか？



【委員意見を受けた、条例案の考え方】

- ・地区を指定して、面的かつ集中的に整備を進める仕組みを位置づけます。
- ・なお、平成18年10月に施行された「日野市まちづくり条例」には、地区を定めて重点的・優先的に整備等を推進する「協働による重点的まちづくり」という手法が定められています。
- ・このプロセスに則って、地区としてユニバーサルデザイン化を進めることができます。
- ・このため、推進地区の指定と集中実施は、「日野市まちづくり条例」に委任します。

5. 施設をつなぐ連続した整備の推進

(1) 推進地区

【条文にした場合の例】

- ユニバーサルデザイン推進地区の指定、まちづくり計画・実施計画の策定ほか、必要な手続きは、日野市まちづくり条例によるものとする。

日野市まちづくり条例に基づく「協働による重点的まちづくり」の手続き

8. 協働による重点的まちづくり（第38～41条）

市が重点的・優先的にまちづくりを推進する必要がある場合、地区を指定してまちづくりを推進していく手続を定めています。

●重点地区とは？

以下のような条件に該当する地区を重点地区として指定します。

- 1：まちづくりに関する施策等において重点的な整備開発保全が必要とされている地区
- 2：都市計画事業の施行地区とその周辺
- 3：公共施設または公益施設整備にあわせて総合的なまちづくりが必要な地区
- 4：周辺地域へ大きな影響を及ぼすことが予想される大規模開発事業予定地及びその周辺地区
- 5：市長が特に必要と認めた地区

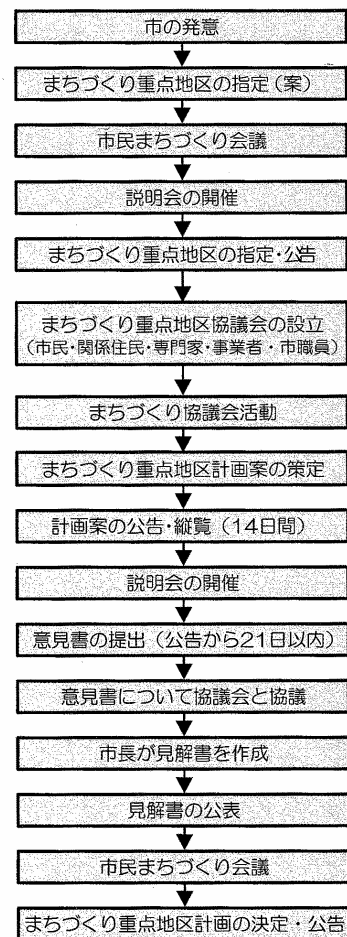
●どんなまちづくりができるの？

市長が重点地区を指定し、公告した後、重点地区まちづくり計画を策定するため、該当する地区住民を対象に「重点地区まちづくり協議会」が設置されます。

どんなまちづくりが行われるかは、この協議会において、「重点地区まちづくり計画」を策定し決めます。

●誰が協議会のメンバーになるの？

協議会のメンバーは、地区の住民や事業を営む者、土地建物の所有者、その他の市民等、識見を有する者、開発事業を行う者、市の職員です。



計画プロセス

決定プロセス

計画周知



(2) 安心・安全でわかりやすい移動空間の連続した確保

- ・家を出て、目的施設まで移動して、用を足すといった一連の行動で目的を達するためには、施設内はもとより、施設と道路の間、施設と施設の間、敷地部分、路上など、施設と施設の間でも途切れることなく連続した円滑な移動空間を確保することが必要です。
- ・そのため、施設所有者間で協働して敷地内通路を通りやすくする、適切でわかりやすい案内表示で移動をしやすくする、はみ出し陳列・看板を排除する、物品放置などを防止するといった「安心・安全な移動空間の確保」を努力義務として定めます。
- ・また、道路や通路の確保に市民が積極的に協力することも、努力義務として定めます。

(2) 安心・安全でわかりやすい移動空間の連続した確保

【条文にした場合の例】

- 事業者は、一般都市施設を利用する者の安全で安心な移動を確保することができるよう、他の事業者と連携し、適切かつ一体的な整備を行うよう努めるものとする。
- 事業者は、一般都市施設を利用する者の移動を支援することができるよう、他の事業者と連携し、誰もがわかりやすい案内表示を設置するよう努めるものとする。
- 事業者及び土地の所有者等は、当該関係者の全員の合意により、当該一般都市施設又は土地について、安全で安心な移動を確保するための整備又は管理に関する協定を締結することができる。
- 市民及び事業者は、公共的施設において、物品の放置その他の行為により市民の安全で安心な移動又は利用を妨げるものがないよう努めるものとする。
- 一般都市施設を管理する者は、物品の放置等その他市民の安全で安心な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに、当該妨げとなる事由を排除するために必要な対応を行なうよう努めるものとする。
- 市民は、市が行う道路整備のうち、歩道幅員の確保などユニバーサルデザイン化に資する道路整備に関し必要な場合、道路用地の確保に協力するよう努めるものとする。